○農林水産省告示第千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町朝倉六〇九、六二四の一、六二五、八一二の一、八一二の二、八二〇の一、八二二、八二四の一、八二四の二、八二六の一、八二六の二、八二九の一、八二九の二、一〇二九、美都町笹倉六四三、一四一九の一、一四一九の二、一四二〇の一、一四二〇の二、一四二一、一四二三、一四二三の一、一四二四の三、一四二七、一四二八、一四二八の一、一四二九、一四三〇の一、一四三〇の二、一四三二の一、一四三二の二、一四三三、一四三三の一、一四三六から一四四三まで、一四四五、一四四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字吉木字中尾二八六九の一〇、二八六九の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県上田市前山字沢山二一八三、二一八四、二一八七の一、二一八八、二二一三の八、二二一三の九、二二一三の五九から二二一三の六四まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県諏訪郡富士見町富士見字胡桃沢二八一の七、字片瀬北四六九の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岡山県笠岡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字大谷二八九七の一二（次の図に示す部分に限る。）、二八九七の一七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭郡新庄村字才ノ木原奥ノ峪一八四三、字ミサキ山一八五八、字ミサキ前一八五九、字才ノ谷一八六〇、字才ノ木原ヲクノサコ一八六一、字岡ノ谷一八六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字才ノ木原奥ノ峪一八四三・字ミサキ山一八五八・字ミサキ前一八五九・字才ノ谷一八六〇・字才ノ木原ヲクノサコ一八六一・字岡ノ谷一八六二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年七月七日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十八年九月六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県本庄市北堀字新田前、字山ノ根、字田端、字久下塚、字薬師堂、字新田原、字西浦、字前田、字前山の各一部、栗崎字前田、字東谷の各一部、東富田字山根、字下田の各一部、西富田字大久保山の一部

四　土地区画整理事業の名称　本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県本庄市駅南一丁目二番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十八年九月六日

七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成十八年九月六日

告示の日と同日